

報告 2

都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の変更に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年 3月 1日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

令和3年7月16日議会において議決された都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の締結について、協定金額の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 協定の目的 都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切
拡幅工事の施行
- 2 協定金額 「98,922,000円」を
「103,776,000円」に変更
- 3 協定の相手方 長崎県長崎市尾上町8番6号
九州旅客鉄道株式会社
長崎支社長 田中 渉
- 4 変更の理由 踏切前後の舗装や排水施設等の道路施設について、
工程上、踏切拡幅工事に併せて施工することとした
ため、受託工事費が増額となった。

令和4年 1月20日

長与町長 吉 田 慎

